

連携中枢都市圏の取組の推進

※総務省資料

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点**を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、**国費により支援**
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

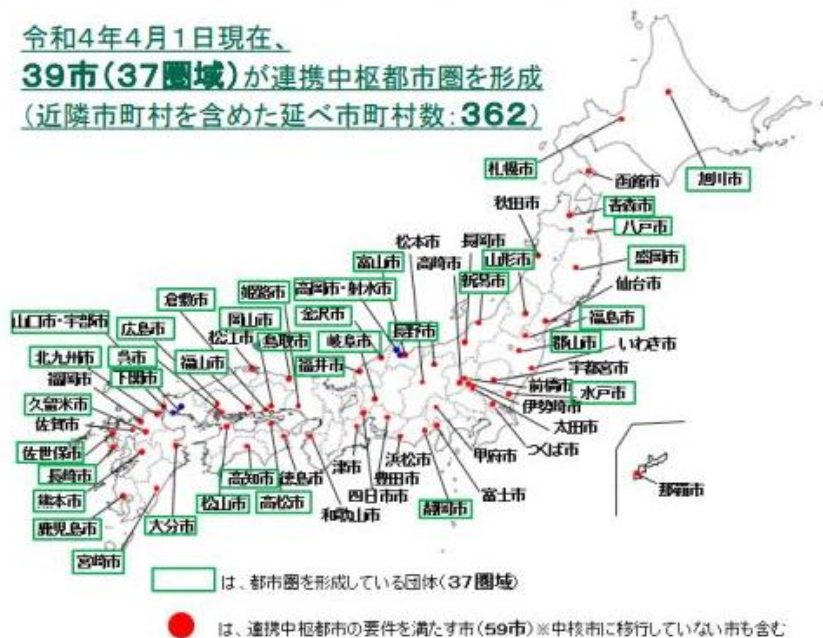
連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

令和4年4月1日現在、**39市(37圏域)**が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**362**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

西九州させぼ広域都市圏設立までの経緯(手続き)

連携中枢都市宣言
(佐世保市)
平成30年9月3日

1.「連携中枢都市宣言」

圏域内で、相当の規模と中核性を備える市(佐世保市)が、圏域の中心都市となるべく、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担うことを表明する宣言です。(佐世保市は本圏域の中心市として力を尽くしていくことを表明)

連携協約の締結
(佐世保市と連携市町)

平成31年1月12日11市町
令和2年3月3日佐々町

2.「連携協約の締結」

連携する自治体(佐世保市及び各市町)が、連携事業の実施に当たり、その基本方針や事務処理等の役割分担等について交す自治体間の協約(締結・変更には「議会の議決」が必要)です。



連携協約締結式 平成31年1月12日

都市圏ビジョンの
公表

平成31年3月26日公表
令和2年3月改訂
(佐々町加入)

3.「都市圏ビジョンの公表」

連携中枢都市宣言を行った自治体(佐世保市)が、産学官民の有識者等で構成される「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の意見を反映した圏域の中長期的な将来像や、連携事業の具体的な取り組み等について取りまとめ策定し、公表。



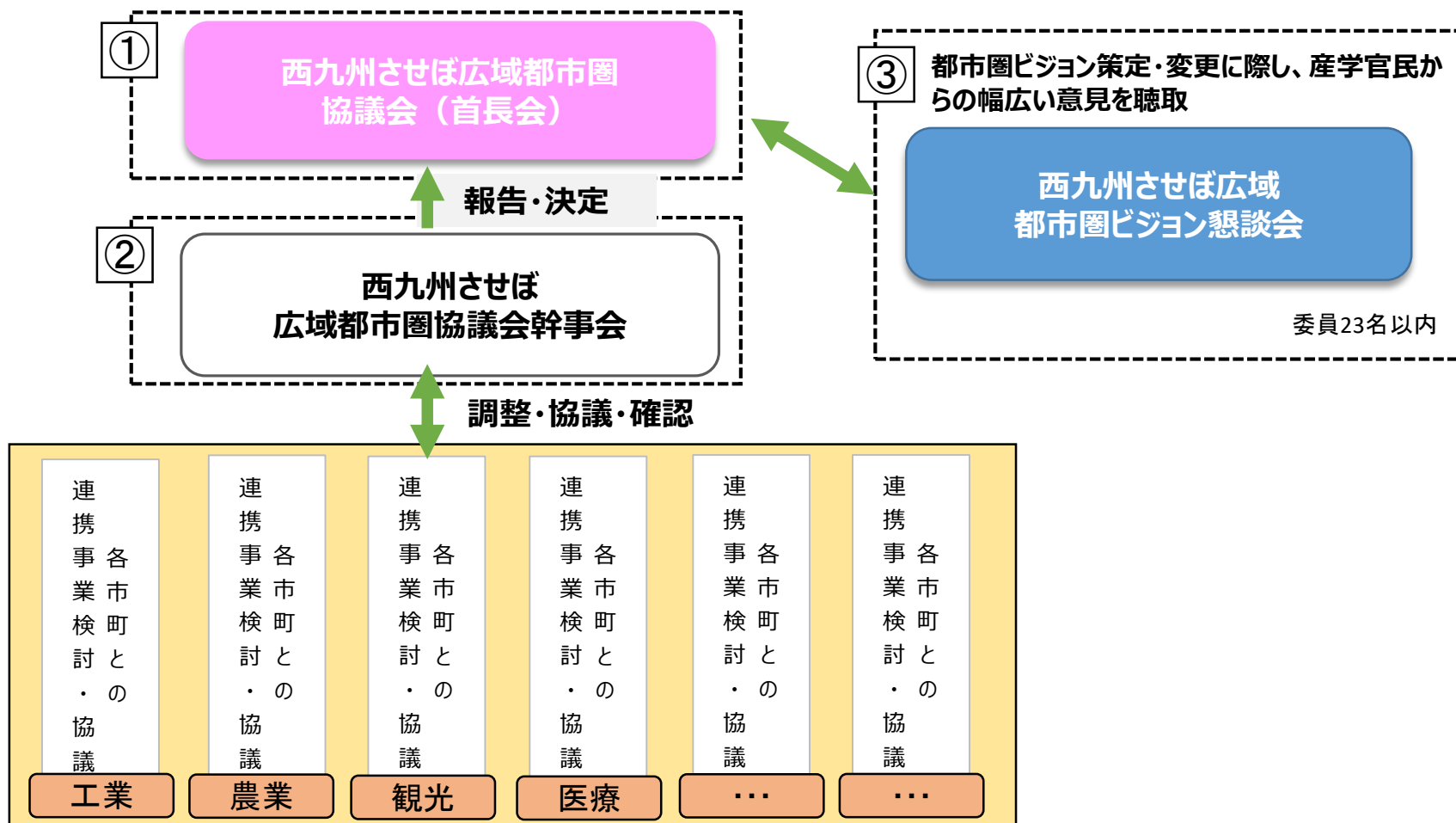
西九州させぼ
広域都市圏

西九州させぼ広域都市圏 設立

平成31年3月に11市町(佐世保市・平戸市・松浦市・西海市・伊万里市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・新上五島町・有田町)で設立し、令和元年度から取り組み開始。 令和2年3月から佐々町が加入12市町に。

協議・検討体制について

- ・首長からなる「協議会（規約設置）」を設置し、最終決定機関としています。（①部分）
- ・協議会の下に、各市町の企画担当課長からなる「幹事会」を設置し、協議会前の事務調整を行います。（②部分）
- ・また、都市圏ビジョン策定に当たっては、産学官民といった多方面からの幅広い意見を反映させるために、有識者からなる「都市圏ビジョン懇談会」を設置し、様々な意見を踏まえた都市圏ビジョンの策定を推進します。（③部分）



西九州させぼ広域都市圏ビジョン

1 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進行によってもたらされる様々な課題に対し、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持するための拠点を形成するため、圏域内の各自治体が行政区域の枠を超え、様々な分野で相互に強みを伸ばし、弱みを補完しながら圏域全体を活性化していくための方向性を示し、今後の具体的な取組みを推進していくための中長期的な広域計画として策定したものの。

2 連携中枢都市圏の構成自治体

・構成自治体12市町(佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町)

3 計画期間

5年間の取組(令和元年度～令和5年度)

4 西九州させぼ広域都市圏の将来像

- ・目指すべき将来の姿:「**あなたがかえるまち西九州**」
～**変える・還る・替える**～
- ・広域都市圏の目標人口:2040(令和22年) 41.3万人以上

5 将来像の実現に向けた具体的取組(46事業)

(1)圏域全体の経済成長のけん引(5事業)

圏域外からの観光客周遊や、各種産業を強化していくことで、圏域内経済の好循環を目指す。

(2)圏域高次都市機能の集積・強化(11事業)

経済けん引や生活機能の充実を図る上で必要となる拠点的な施設を整備し、圏域の都市機能を向上させる。

(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上(30事業)

交流・研修の共同開催等による人材育成、図書館等の相互利用による住民サービスの向上、また、行政事務の集約等により、圏域全体の行政業務の効率化、安定的行政運営を図る。

